



違法な 使わなくなった家電などの処分にあたっては 不用品回収業者にご注意ください

重要！ 家庭から排出される廃棄物を収集運搬するには許可が必要です！

トラックなどで町内を回り無料で家電や家具などの不用品を回収したり、無料回収のチラシを配布している業者が見られますが、こうした事業を行うには「古物商」や「一般廃棄物収集運搬業」の許可が必要になります。無許可の業者による廃棄物の回収は違法ですので利用しないでください。

無許可業者の事例



●軽トラックで宣伝しながら回る

不用品なんでも
回収しま〜す

無料回収

無料回収

●空き地などで回収



●チラシを配布



無許可業者に頼むと

- ◎無料回収や買取りすると説明されていたが、トラックに荷物を載せたのちに高額料金を請求されることがあります
- ◎環境に配慮せず処分されたり、不法投棄される恐れがあります

廃棄物は当別町のルールに従って適切に処理し
環境の保全につなげましょう

「この契約大丈夫?」「これって怪しい?」など不安な時は相談してください！

当別町消費生活相談窓口 ☎ 0133-23-3209

当別町役場1F(平日午前8時45分～午後5時15分)



過去の見守り情報